

令和8年度 地域おこし協力隊 募集要項



舞鶴市



舞鶴市産業振興部ふるさと応援課

舞鶴市について

舞鶴市は、京都府北部に位置し、日本海に面した豊かな自然と歴史が息づく港町です。市の東西に広がる地域には個性豊かな魅力が詰まっています。

東地区には、約120年前に海軍鎮守府が設置され、明治・大正時代に軍需品等の保管倉庫として建てられた赤れんが倉庫群は「赤れんがパーク」として人気の観光地になっています。その北東部に位置する大浦地区は、風光明媚な海岸線が続き、美しいリアス式海岸が織りなす絶景が魅力です。遊漁船体験や新鮮な海の幸が楽しめる漁港もあり、自然を満喫できるエリアとして知られています。

西地区は、かつて田辺藩の城下町として栄え、歴史ある神社仏閣など、数多くの史跡が残っています。また、国内外からのクルーズ客船の寄港地として定着するなど、さらに注目度が高まっています。西部に広がる加佐地域は、由良川が流れ、豊かな田園風景が広がるのどかな里山地域です。古くからの歴史や文化が残り、自然と共生する暮らしが息づいています。地域住民による活発な活動も魅力の一つで、心安らぐ日本の原風景が広がります。

舞鶴市は、これら「海」と「里」の豊かな自然、そして歴史が織りなす文化が融合した多様な魅力を持ち、訪れる人々に様々な表情を見せるまちです。



ミッションについて

舞鶴市の地域おこし協力隊の大きな特徴は、舞鶴市と地域の民間事業者がタッグを組んで、協力隊員をサポートすることです。

隊員のミッションは大きく2つ。

- ①受入事業者が伴走する**地域活性化活動**と
- ②市が直接サポートする**移住定住促進活動**の両方を担っていただきます。

①地域活性化活動

大浦半島の農・食・自然の体験や新しい価値を創造！

- 目的：大浦地区と都市部の交流人口の増加により、地域の認知度の向上と地域資源の持続的な活用
- 内容：大浦地区の食・農・自然を生かした都市農村交流推進事業

ミッションはあなた次第！

可能性がたくさんある大浦半島で、アイデアとスキルを活かしてください！

市と民間事業者でしっかりサポートいたします。

持続可能な地域を一緒に目指しましょう！

【想定される活動の一例】

① 新規体験プログラムの立ち上げ

- ・ハーブや野菜の収穫、調理をテーマとしたワークショップの企画
- ・子ども向け自然体験（農・食・遊び）の年間プログラム構築
- ・地元食文化を体感できる体験コンテンツの開発

② 大浦半島を活用したガイドツアー造成

- ・大浦半島の自然景観や生態系を活かしたツアールートの開発
- ・地元漁師・農家との連携による大浦の暮らし体験プログラムの造成
- ・英語対応ガイド資料の作成と訪日観光客向けツアーの試行

③ 情報発信・広報

- ・InstagramやYouTubeなどSNSを活用した大浦地区の魅力発信
- ・体験やガイドツアーの発信
- ・地元メディアや観光協会との連携によるプロモーション強化

④ 地域製品のブランディング

- ・大浦みかんや佐波賀大根など大浦の地域製品の魅力向上やブランド強化



○活動地域：舞鶴市大浦地区

大浦地区は、人口減少と少子高齢化という課題に直面しながらも、豊かな自然、歴史、文化を大切に守り続けている地域です。その魅力は多岐に渡ります。

豊かな自然環境

若狭国定公園に属する大浦半島に位置し、豊かな山と海が織りなすリアス式海岸が特徴の地域です。



海と山の恵み

山と海に挟まれた地形から、豊かな漁港に恵まれています。漁業が盛んで、冬の松葉ガニやアワビ、サザエなど、新鮮な魚介類が水揚げされます。また、内陸部では農業が営まれ、「佐波賀だいこん」や「万願寺甘とう」といった特産品が生産されています。



歴史と文化の継承

大浦地区の平地区にはシベリアや満州からの引揚者を迎え入れた場所です。現在は引揚の史実を後世に伝えるための舞鶴引揚記念館があり、当時の資料はユネスコ世界記憶遺産に登録されています。



○受入事業者(地域活性化活動をサポート)

株式会社農業法人ふるる

新鮮な地元食材を使ったレストランや手作り体験ができる工房、動物とふれあえるエリア、コテージや貸し農園などを備える大浦地区の農業公園「ふるるファーム」を運営する企業

●ふるるファーム公式サイト：<https://fururufarm.com/>



外観



触れ合えるポニー



コテージ



農村レストランふるる



管理する農園



温室で育てているパイナップル



中庭



ガーデンカフェふるるの丘



ふるるファームから眺める舞鶴の海

②移住定住促進活動

市のふるさと応援課の職員と協働して、移住相談会や市のプロモーションといった市全体の移住定住促進活動にも関わっていただきます。舞鶴市へ移住したい人、帰ってきたい人たちがスムーズに情報を得て安心して移住・定住しやすいように、地域の様々な人を巻き込みながら移住環境を整え、地域の人たちにも舞鶴の良さを再認識してもらう活動です。

1.地域への移住促進活動

空き家が増えてきている地域に入って、地域の人に移住者を受け入れる体制づくりの支援

- ・ 空き家バンク内覧サポート
- ・ 移住者に地域の紹介
- ・ 空き家バンクに登録する物件数の増加促進 等

対象地域：大浦地区

大浦地区は、舞鶴市の北東の大浦半島に位置する地域で、平成28年度に京都府から移住促進特別区域に認定されました。



(株)農業法人ふるる

2.市職員と協働して移住者を増やす

- ・ 都心部で開催される移住相談会のサポート
- ・ 移住希望者の移住先地域との面談のサポート
- ・ ホームページやSNSを使った舞鶴市の魅力発信



募集対象

(以下の①～⑧をすべて満たす人)

- ①次に掲げる要件のいずれかに該当し、舞鶴市地域おこし協力隊隊員として認定後、舞鶴市へ生活の拠点を移すとともに、住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する住民票をいう。）を異動する意思のある人
 - (ア) 現住民票所在地から本市へ転入する際の地域要件が、総務省が定める「地域おこし協力隊員の地域要件」に該当する人
 - ※地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf)
 - (イ) 本市以外において地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ活動期間終了後1年以内の人
 - (ウ) 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者としての活動経験が2年以上あり、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内の人
 - (エ) 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない人
- ②普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない人
- ③基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイントでの必要書類の作成等）のほか、SNS等WEBを用いた情報発信ができる人
- ④心身共に健康で、市・受入事業者・住民と協力しながら意欲と情熱を持って活動内容に掲げるような地域おこし活動に継続して取り組み、地域行事等にも積極的に参加できる人
- ⑤地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることのできる人
- ⑥地域おこし協力隊としての活動期間終了後も起業又は就業して舞鶴市に定住しようとする意欲を持つ人
- ⑦日常生活や活動において意思疎通に支障のない程度の日本語の語学力がある人
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体またはそれらの構成員に該当しない人

募集要件

募集人員	1 名
市との雇用関係	なし（市と委託契約を締結）
報酬等	291,000円／月 活動日数が 20 日／月に満たない場合は、14,550円／日を日割り計算により支給。 ※賞与・昇給・退職金なし ※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」の改定に合わせて変動の可能性あり。
活動時間	原則 7 時間30分／日 Ex.)8時30分から17時00分（うち12時～13時は休憩時間）
活動日数	原則20日間／月 ただし活動内容により、市が調整が必要と認める場合、隊員と協議のうえ調整
活動地	大浦地区
待遇	（１）住居 住居費（家賃・敷金・礼金・駐車場代）については、予算の範囲内で市が負担（家賃は月額43,000円を上限）。なお活動期間中の住居は、各自で準備。 ※着任の際の転居に係る引越し費用、食費、光熱水費、通信費、生活に係る備品費、自治会費等は全て隊員負担。 （２）活動車両 隊員の私用車を活動車両として借上げ、20,000円／月を借上料として支払う。 ※石油燃料供給単価に準じた燃料費を実績に応じて支給。 （３）活動に必要な備品（事務機器等） 私用物の借上げとなります。電話・パソコン等を活動で使用される場合は、上限10,000円／月（通信費込）を借上料として支払う。 （４）旅費 活動に関連して出張等を行う場合、市と協議のうえ予算の範囲内で旅費を支給。 （５）健康保険・年金 国民健康保険・国民年金に加入（保険料は隊員負担）。 （６）雇用保険 雇用関係は発生しないため、雇用保険には加入しない。 （７）傷害保険 傷害保険に加入（保険料は市が負担）。 （８）その他活動に必要な経費 協議のうえ、予算の範囲内で市が負担。
身分・期間	(1)「舞鶴市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、舞鶴市地域おこし協力隊員として、市長が認定。 (2)隊員は、市の認定に基づき、移住・定住促進、地域活性化活動に対する報償として舞鶴市地域おこし協力隊設置要綱第 7 条に基づく報償金の支給を受けるものとし、隊員と舞鶴市の雇用関係は存在しない。 (3)勤務成績が良好な場合、1 年更新（更新月 4 月）で、認定日から最長 3 年間。

今後の流れ

地域おこし協力隊は制度上「都市部の若者等が過疎地域等に移住する事」となっておりますので、舞鶴市にご応募いただく人の住民票がある市町との地域要件が合うか確認させていただきます。地域要件の確認終了後、応募に必要な書類についてご案内いたします。必ず事前にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

応募〆切：2025年12月15日（月）17時（必着）

【12月17日（水）～12月24日（水） 予定】

一次選考

提出いただいた資料に基づき書類選考

書類選考通過者にはその後、WEB(Google Meet 予定)で個人面接（別途連絡）

【1月中旬予定】

二次選考

プレゼンテーション審査・個人面接（会場：舞鶴市）。

時間・場所は、一次選考後にメールにて連絡予定。

※交通費等は応募者負担（海外在住者など現地に赴くことが困難な場合は、要相談）

【1月下旬～2月上旬予定】

選考結果の通知

選考結果は、各選考終了後応募者全員に郵送で通知。

※選考の経過および結果についての問合せは応じられない。合格者がいなかった場合は再度募集。

【2026年4月 隊員認定予定】（認定日は要相談）

※注意事項

・応募書類の記載ならびに選考期間中の発言等に虚偽があった場合は、失格となる場合があります。

・選考・転入時にかかる本市までの交通費、引越しに必要な費用は、隊員負担。

お問合せ・応募先

舞鶴市役所産業振興部 ふるさと応援課 移住移住定住促進係 担当：福田

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸1044

☎ 0773-66-1085 (平日8時30分～17時15分)

✉ f-ouen@city.maizuru.lg.jp

